

**「やまぐち生物多様性応援宣言企業・団体登録」・
「やまぐち生物多様性パートナー企業・団体認定」制度実施要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、「やまぐち生物多様性応援宣言企業・団体登録」・「やまぐち生物多様性パートナー企業・団体認定」制度に関する必要な事項を定め、「やまぐち生物多様性センター」（以下「センター」という。）が、生物多様性の保全の取組に賛同する企業・団体を「やまぐち生物多様性応援宣言企業・団体」（以下「宣言企業・団体」という。）として登録し、特に生物多様性の保全活動に具体的に取り組む企業・団体を「やまぐち生物多様性パートナー企業・団体」（以下「パートナー企業・団体」）として認定することで、生物多様性の保全に寄与することを目的とする。

(宣言企業・団体の届出及び登録)

第2条 次の各号のいずれかに該当し、宣言企業・団体として登録したい企業・団体は、登録届出書（様式1）を、センターに提出できる。

- (1) 県内で事業活動を行っている企業（個人事業者を含む。）
 - (2) 県内で活動を行っている各種団体（NPO法人、ボランティア団体等）
- 2 センターは、前項の規定による届出の内容が適当であることが確認できれば、宣言企業・団体として登録する。
- 3 宣言企業・団体は、「やまぐち生物多様性ロゴマーク（別添）」を使用することができる。
- 4 宣言企業・団体は、生物多様性の保全活動の実施に当たり、支援要望等を記入したエントリーシート（様式2）をセンターに提出することができる。

(宣言企業・団体の役割)

第3条 宣言企業・団体は、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 宣言に係る生物多様性の保全活動を継続するとともに、その充実を図る。
- (2) センターが行う生物多様性の保全施策に協力するよう努める。

(登録届出書の内容変更及び登録の辞退)

第4条 宣言企業・団体は、登録届出書の内容に変更があったとき又は登録を辞退しようとするときは、登録変更（辞退）届出書（様式3）を速やかにセンターに提出するものとする。

(宣言企業・団体の登録の取消)

第5条 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該宣言企業・団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による登録辞退届出書の提出があったとき。
- (2) 本制度の趣旨に反するなど、宣言企業・団体の登録を継続することが不適当と認められるとき。

(パートナー企業・団体の申請及び認定)

第6条 宣言企業・団体のうち、次の各号のいずれかに該当し、パートナー企業・団体として認定を受けたい企業・団体は、認定申請書（様式4）をセンターに提出できる。

- (1) 「自然共生サイト」の認定を受けていること。
- (2) 継続して生物多様性の保全活動に取り組んでいること。
- (3) センターの斡旋する生物多様性の保全活動へ協力していること。

2 センターは、前項の規定による申請の内容が適当であることが確認できれば、パートナー企業・団体として認定する。

(パートナー企業・団体の役割)

第7条 パートナー企業・団体は、認定に係る生物多様性の保全活動を継続するとともに、その充実を図る。

(認定申請書の内容変更及び認定の辞退)

第8条 パートナー企業・団体は、認定申請書の内容に変更があったとき又は認定を辞退しようとするときは、認定変更（辞退）届出書（様式5）を速やかにセンターに提出するものとする。

(パートナー企業・団体の認定の取消)

第9条 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該パートナー企業・団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定により宣言企業・団体としての登録が取り消されたとき。
- (2) 前条の規定による認定辞退届出書の提出があったとき。
- (3) 本制度の趣旨に反するなど、パートナー企業・団体の認定を継続することが不適当と認められるとき。

(センターの役割)

第10条 センターは、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 宣言企業・団体の名称、宣言内容、保全活動状況について、センターのホームページに掲載する。
- (2) 第2条第4項の支援要望等に対して、支援が可能な宣言企業・団体の斡旋に努める。
- (3) パートナー企業・団体の名称、認定に係る生物多様性の保全活動状況について、

センターのホームページに掲載するとともに、県の広報媒体での周知に努める。

(4) 生物多様性の保全活動に役立つ情報の提供に努める。

(5) 宣言企業・団体及びパートナー企業・団体の取組が促進されるよう施策の実施に努める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月5日から施行する。